

「最終処分場の残余容量について」

排出事業者の皆様には、日ごろ、福井県産業廃棄物処理公社の施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当公社は、昭和57年10月の操業以来、産業廃棄物の適正処理に努めてまいりました。

こうした中、最終処分場の残余容量については、環境省の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の一部改正により、平成17年4月1日以降、1年に1回以上測定し、それを記録しておくこととされました。さらに、同省の「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月）では、海面処分場については、体積換算係数を用いて算定することが認められておりますが、この方法では1割程度の誤差は容易に生じることから、3年に1回以上は、埋立て実績による補正を行うこととされています。

しかしながら、当公社では、安定型処分場の残余容量の把握に当たって、平成17年度から平成28年度まで1度も埋立て状況の測量等による残余容量の補正を実施せず、体積換算係数での算定のみでした。

このため、平成29年度に、水深も含めて現地測量を実施し、その結果に基づき算定した残余容量と埋立て重量から換算した残余容量とに大きな差が生じてしまいました。

当公社としては、残余容量の把握に関して、産業廃棄物処理施設の維持管理が適正に行われたとは言い難いことから、今後は、安定型最終処分場は2年に1回の現地測量を、また管理型最終処分場は毎年度現地測量を実施し、残余容量の適正把握に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

平成30年10月31日

一般財団法人 福井県産業廃棄物処理公社
理事長 岩 永 弘 行